

令和5年3月29日開会

令和5年3月29日閉会

令和5年3月

甲府地区広域行政事務組合議会定例会

全員協議会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

開会時間 午後 3 時 5 6 分

○**廣瀬議長** ただ今から、全員協議会を開会いたします。

議案審査の前に長谷川企画財政課長から西消防署の新庁舎整備事業について及び消防指令業務等の共同運用について報告したい旨の申し出がありましたのでこれを許します。

初めに、西消防署の新庁舎整備事業について報告を受けます。

長谷川企画財政課長。

○**長谷川企画財政課長** 企画財政課長の長谷川でございます。

この場をお借りいたしまして、西消防署の新庁舎整備事業につきまして御報告をさせていただきます。

西消防署の新庁舎整備事業でございますが、昨年 1 2 月の組合議会定例会におきまして、甲斐市竜王に所在する西消防署につきましては、老朽化とともに、車庫、事務室等の狭隘化が進んでいることから、組織市町の担当当局と、協議を開始した旨を御報告させていただきました。

現在の進捗状況でございますが、敷地南側を西から東に横断する水路や、敷地内をほぼ南北に通過しております高圧線、また浸水対策の他、物価の高騰及び建築資材の調達の困難化などによる工期の延伸が懸念される状況が見受けられますことから、これらを含め、総合的に検討を行っているところでございます。

今後につきましては、引き続き、組織市町と協議を図ってまいりますとともに、組合議会には、随時、検討状況などについて御報告させていただきたいと考えております。

西消防署の新庁舎整備事業についての報告は、以上でございます。

○**廣瀬議長** 以上で報告が終わりました。

この件について、質問がありますか。

なければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

続いて、消防指令業務等の共同運用について報告を受けます。

長谷川企画財政課長。

○**長谷川企画財政課長** 企画財政課長の長谷川でございます。

この場をお借りいたしまして、消防指令業務等の共同運用につきましても御報告をさせていただきます。

消防指令業務等の共同運用でございますが、こちらにつきましても、昨年12月の組合議会定例会におきまして、国中地域にあります甲府地区・峡北・笛吹市・峡南・東山梨・南アルプス市の6消防本部において、令和8年度からの運用開始を目指し、協議を行っている旨を御報告させていただきました。

現在の進捗状況でございますが、各専門部会において、指令システムの機器構成や整備や維持管理に係る費用の負担方法、また、派遣人員数、更には、共同運用に関する準備等を行う協議会の設置に向け、協議、検討を行っているところでございます。

今後におきましては、引き続き、共同運用に向け更なる検討を進め、甲府広域としての有益性等を考慮する中で国中6消防本部による指令業務等の共同運用を目指してまいりたいと考えておりますとともに本事業につきましても、西消防署の新庁舎整備事業と同様、組合議会には、随時、協議状況等について、御報告させていただきたいと考えております。

消防指令業務等の共同運用についての報告は、以上でございます。

○**廣瀬議長** 以上で報告が終わりました。

この件について、質問がありますか。

なければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

それでは、議案審査に入ります。

この全員協議会におきましては、日程第4 議案第4号から日程第10 議案第3号までの審査を行います。

初めに、議案第4号 令和4年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第2号）について、当局の説明を求めます。

長谷川企画財政課長。

○**長谷川企画財政課長** それでは、議案第4号令和4年度消防事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元でございます、議案目録の1ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、この補正の提案理由でございますが、歳出第1款消防費は、退職手当等に係る消防費を追加するものでございます。

歳入につきましては、第6款繰入金及び第9款組合債を追加更正するための補正

でございます。歳入、歳出ともに、497万2千円を追加し、補正後の歳入、歳出予算の総額は、それぞれ39億4,188万6千円とするものでございます。

また、地方債の補正につきましては、起債充当事業費が確定いたしましたので、借入限度額を変更するものであります。

次に、4ページ、5ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、6款1項2目職員退職手当金支払準備基金繰入金につきましては、中途退職者の発生に伴いまして、増額となる退職手当の財源として2,482万7千円を増額するものでございます。

次に、6款1項3目消防施設整備事業等基金繰入金につきましては、高機能消防指令センター指令系システム更新整備や消防車両の更新整備等の事業費確定に伴いまして、45万5千円を減額するものであります。

以上、6款1項基金繰入金につきましては、2目、3目合計で2,437万2千円の増額であります。

次に、9款1項1目消防債につきましては、消防車両の更新整備等に係る事業費確定に伴い、1,940万円を減額するものであります。

6ページ、7ページをお開き願います。

次に歳出でございますが、1款1項1目常備消防費につきましては、歳入でも御説明したとおり、中途退職者の発生に伴い、3節職員手当等を2,482万7千円増額するものでございます。

1款1項2目消防施設費につきましては、高機能消防指令センター指令系システム更新整備や南消防署浴室改修工事等並びに消防車両の更新整備の事業費確定に伴い1,985万5千円を減額するものであります。

以上で、議案第4号 令和4年度消防事業特別会計補正予算(第2号)について、説明を終わらせていただきます。

○**廣瀬議長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第5号 甲府地区広域行政事務組合個人情報保護に関する法律施行条例制定について当局の説明を求めます。

窪田事務局次長。

○窪田事務局次長 それでは、議案第5号 甲府地区広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定について御説明申し上げます。

議案集の13ページと併せまして、右上に議案第5号資料と書かれました、個人情報の保護に関する法律施行条例制定についての議案概要を御覧ください。

初めに、議案概要について御説明いたします。

議案提出の目的についてであります。本条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるため、甲府地区広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものであります。

次に、議案の内容についてであります。本条例は、現行条例である甲府地区広域行政事務組合個人情報保護条例で定める規定の大部分が改正法に移行することとなったため、改正法により地方公共団体の条例で定めることとされた必要な事項等を規定しております。これに伴い、現行条例を廃止するものであります。

それでは、条文の内容を説明させていただきます。

議案集の13ページを御覧ください。

まず、第1条でございますが、本条例の趣旨について定めております。

次に、第2条は、本条例における用語の定義を定めております。

第3条は、個人情報ファイル簿の作成及び公表の範囲について定めております。

1ページ捲っていただき、14ページを御覧ください。

第4条及び第5条は、開示請求に係る開示決定等の処理期限等について、法定では30日となっているところを、住民の利便性が低下しないよう現行条例の処理期限と同様に14日とし、また、特例として、処理期限を延長できる旨を定めております。

第6条は、開示請求に係る手数料として、実費の範囲以内で負担することを定めるものであります。

次に、15ページの第7条から17ページ上段の第11条までにつきましては、組合個人情報保護審査会の設置、諮問事項、調査権限、及び調査審議の手続き等について定めております。

第12条については、毎年度、法及び本条例の施行の状況を取りまとめ、公表す

ることを定めるものであります。

第13条は、必要な事項について、別に規則で定める旨を定めております。

最後に、附則でございますが、第1項及び第2項については、本条例の施行日を、令和5年4月1日からとし、現行条例である甲府地区広域行政事務組合個人情報保護条例（平成29年条例第5号）は、廃止するものであります。

第3項から18ページの第10項までにつきましては、開示請求等がされた場合における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止や違反行為の処罰、また、組合個人情報保護審査会に諮問がされた場合における調査権限や調査審議手続き等に関する経過措置について定めるものであります。

以上で議案第5号 甲府地区広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について説明を終わらせていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**廣瀬議長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第6号 甲府地区広域行政事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について当局の説明を求めます。

窪田事務局次長。

○**窪田事務局次長** それでは、議案第6号 甲府地区広域行政事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案集の21ページと併せまして、右上に議案第6号資料と書かれました非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての議案概要と新旧対照表を御覧ください。

まず、議案の概要について、議案概要を中心に御説明申し上げます。

議案提出の目的についてであります。本条例改正は、令和3年6月の地方公務員法の一部改正等により、地方公務員の定年年齢の段階的な引き上げや管理監督職の上限年齢を定めるいわゆる役職定年制等が導入されることに伴い、当組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例においても、所要の改正を行うものでありま

す。

議案の内容についてであります。第1条第7号中再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。

施行日は、令和5年4月1日といたします。

以上で、議案第6号 甲府地区広域行政事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を終わらせていただきます。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○**廣瀬議長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第7号 甲府地区広域行政事務組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について当局の説明を求めます。

窪田事務局次長。

○**窪田事務局次長** それでは、議案第7号 甲府地区広域行政事務組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案集の23ページと併せまして、右上に、議案第7号資料と書かれました職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定についての議案概要と新旧対照表を御覧ください。

まず、議案の概要について御説明申し上げます。議案概要を御覧ください。

議案提出の目的についてであります。本条例改正は、国においては、非常勤職員に対する退職手当の支給にあたり、一定の要件を満たすものを常勤職員とみなし、国家公務員退職手当法を適用させているところであり、今般、国において、要件を緩和する一部改正がなされたことから、本組合においても 国の制度に準じたものとするため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案の内容についてであります。現行条例では、非常勤職員が退職手当の支給対象となる要件として、1か月の要勤務日数に関わらず、毎月18日以上勤務することを必要としております。

改正後においては、1か月の要勤務日数は、その月ごとに異なることから1か月の要勤務日数が20日未満の月の場合は、18日以上勤務を必要とするのではな

く、その月の要勤務日数から2日を減じた日数以上勤務することで、退職手当の支給対象となるよう要件を緩和するものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表を御覧ください。

第1条第2項につきましては、1か月18日以上勤務を必要とするところを月の要勤務日数が20日に満たない月の場合は、18日から20日と要勤務日数の差を減じた日数勤務することで、退職手当の支給対象となる職員とみなされるよう改正するものであります。

第13条第2項につきましては、第1条第2項の改正に伴い用語の整備をするものであります。

最後に、附則でございますが、この度の改正にかかわる施行期日及び経過措置等につきまして、規定の整備を行うものでございます。

以上で、議案第7号 甲府地区広域行政事務組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について説明を終わらせていただきます

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○**廣瀬議長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第1号 令和5年度甲府地区広域行政事務組合一般会計予算から議案第3号 令和5年度甲府地区広域行政事務組回国母公園管理事業特別会計予算までの3案を一括して当局の説明を求めます。

窪田事務局次長。

○**窪田事務局次長** それでは、議案第1号から議案第3号のうち、事務局所管の提出案件につきまして、御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、説明書に記載されておりますので、一部を除きまして、省略をさせていただきますので、御理解をいただきたいと存じます。

恐れ入りますが、お手元の白い冊子のA4横版になります令和5年度予算に関する説明書の1ページをお開きください。

令和5年度甲府地区広域行政事務組合予算一覧表でございます。

一般会計及び特別会計の合計は、表の総計欄に記載のとおり、37億5,314



万円でございます。

対前年度比、2億4,031万4千円の減額でございます。

次に、7ページをお開きください。

議案第1号 令和5年度一般会計予算でございます。

7ページの1の総括にあります歳入、また、8ページの歳出でございますが、予算総額は、ともに4,947万円で、対前年度比、18万1千円の増額でございます。

次に、歳入の主な項目につきまして、御説明申し上げます。

8ページの2の歳入の欄を御覧ください。

1款1項1目組合運営費負担金は、組織市町からの均等割り10% 人口割り90%の割合で納入していただきます負担金でございます。

9ページを御覧ください。

2款1項1目利子及び配当金につきましては、説明欄に記載のとおり、3つの基金の運用利子収入でございます。

なお、この利子収入につきましては、歳出で、それぞれの基金費に同額を計上しまして、各基金に積み立てをするものでございます。

次に、1ページ捲っていただきまして、11ページを御覧ください。

3の歳出でございますが、1款1項1目議会費は、組合議会の運営経費でございます。

主なものにつきまして、御説明申し上げます。

1節報酬は、組合議会議員24名の報酬でございます。

8節旅費は、議員行政視察研修に要します経費でございます。

10節需用費は、主に地方議会事務提要等の追録に要します費用でございます。

13節使用料及び賃借料は、議員行政視察研修に伴いますバス借り上げ料、及び議員懇話会会場借り上げ料等でございます。

1ページ捲っていただきまして、12ページを御覧ください。

2款1項1目一般管理費は、事務局の運営経費等でございます。

主なものにつきまして、御説明申し上げます。

1節報酬は、管理者等の特別職の報酬でございます。

2節給料から4節共済費につきましては、事務局職員4名分の人件費でございま

す。

10節需用費は、消耗品費、予算書・決算書等の印刷製本費が主なものでございます。

12節委託料は、組合ホームページ運用保守管理費、組合例規集更新データ作成業務等でございます。

13節使用料及び賃借料は、複写機、事務連絡用自動車のリース料及び組合例規集データベースシステムの使用料等でございます。

18節負担金補助及び交付金は、職員福利厚生組合事業主負担金でございます。

13ページを御覧ください。

24節積立金は、事務局職員1名分の職員退職手当金支払準備基金への積立金でございます。

次に、2目の公平委員会費は、公平委員3名の報酬でございます。

次の3目財政調整基金費から5目消防施設整備事業等基金費は、歳入の財産収入に計上してあります基金の運用利子を、それぞれの基金に積み立てをするものでございます。

次に、2項1目監査委員費でございますが、1節報酬は、監査委員2名の報酬でございます。

10節需用費は、決算審査意見書、定期監査報告書に係る印刷製本費でございます。

1ページ捲っていただきまして、14ページを御覧ください。

3款予備費につきましては、前年度と同額を計上させていただきました。

以上で、議案第1号 一般会計予算についての御説明を終わらせていただきます。

次に、50ページを御覧ください。

議案第3号 令和5年度国母公園管理事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

1の総括にあります歳入、歳出予算の総額につきましては、ともに2,391万円で、対前年度比75万7千円の増額でございます。

51ページを御覧ください。

2の歳入でございますが、1款1項1目国母公園管理負担金は、関係市町であります甲府市、中央市、昭和町からの均等割り30%、人口割り70%の割合で、納

入していただきます負担金でございます。

次に、2款1項1目公園使用料は、有料運動施設の使用料と公園の占用料でございます。

1ページ捲っていただきまして、52ページを御覧ください。

3款1項1目利子及び配当金は、国母公園管理基金の運用利子収入を計上したものでございます。

4款1項1目国母公園管理基金繰入金は、国母公園内、テニスコートCD面の改修工事の財源として377万8千円を基金から繰り入れるものでございます。

53ページを御覧ください。

6款2項1目雑入は、国母公園管理事務所の一部を使用している、国母工業団地工業会事務局からの光熱水費等相当額分の納入金が主なものでございます。

1ページ捲っていただきまして、54ページを御覧ください。

3の歳出でございますが、1款1項1目一般管理費は、公園管理に要します経費でございます。

主なものにつきまして、御説明申し上げます。

1節報酬から8節旅費までは、会計年度任用職員3名の人件費でございます。

10節需用費は、消耗品費、光熱水費、建物修繕費等でございます。

12節委託料は、公園内の清掃作業、管理事務所の警備業務、電気工作物の保安管理業務、ごみ処理業務、公園内樹木整枝剪定業務の委託料でございます。

14節工事請負費は、国母公園内有料運動施設の改修工事など施設の補修等に伴う経費でございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、国母工業団地内のグリーンベルト管理に係る補助金でございます。

以上で、議案第1号から第3号までのうち、事務局所管の2つの会計に関わりませ、歳入・歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

なお、消防事業特別会計につきましては、この後、長谷川企画財政課長から御説明いたします。

○**廣瀬議長** 長谷川企画財政課長。

○**長谷川企画財政課長** 引き続きまして、議案第2号 令和5年度消防事業特別会計予算につきまして、御説明いたします。

お手元の予算に関する説明書の27ページをお開きいただきたいと思います。

金額につきましては、予算書に記載されておりますので、一部を除き、省略とさせていただきます。

令和5年度消防事業特別会計予算（案）であります。27ページの歳入及び28ページの歳出ともに、予算総額は同額の36億7,976万円で、前年度と比較いたしまして2億4,125万2千円の減であります。

減額の主な要因といたしまして、歳入は、6款繰入金のうち職員退職手当金支払準備基金繰入金及び9款の消防債の減額が主な要因となっております。

歳出につきましては、1款消防費のうち、定年延長に伴う退職手当及び退職手当支払準備基金への積立金の減額並びに令和4年度に実施しました高機能消防指令センター指令系システム更新に伴います消防施設費の減額が主な要因となっております。

次に、29ページを御覧ください。

歳入予算の主なものにつきまして、御説明いたします。

1款1項1目消防費負担金は、33億3,533万1千円で組織市町からの常備消防費負担金のほか4件の負担金を受け入れるものであります。

2款1項1目消防手数料は、533万2千円で、消防許認可申請手数料等であります。

次に、30ページをお開き願います。

5款1項1目財産貸付収入は、89万1千円で、消防本部庁舎及び各署所の自動販売機設置に係る公有財産貸付料であります。

次に、31ページをお開き願います。

6款1項2目職員退職手当金支払準備基金繰入金は、1億1,910万2千円で暫定退職者7名分の退職手当金等に充当するものであります。

次の3目消防施設整備事業等基金繰入金は、1,944万円で、車両更新計画に基づく、消防ポンプ自動車2台の整備に係る事業費及び南署はしご車のオーバーホール並びに消防本部庁舎改修工事などの消防施設費に充当するものであります。

次に、32ページをお開き願います。

8款2項1目雑入は、376万円で、高速自動車国道救急業務交付金及び山梨県防災ヘリ運行調整交付金等を受け入れるものであります。

9款1項1目消防債は、1億9,580万円で消防車両2台の車両更新及び西署新庁舎整備事業に係る事業費に充当するものであります。

次に、33ページを御覧ください。

歳出予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算の主なものにつきましては、1款1項1日常備消防費のうち、2節給料から4節共済費につきましては、消防職員に係る人件費が主なものであります。

12節委託料は、高機能消防指令センター保守点検や消防救急デジタル無線施設保守点検等に係る委託業務に係る経費であります。

次の34ページを御覧願います。

1款1項2目消防施設費であります。10節需用費は、当本部に配備されております3台のはしご車のうち、南消防署に配備されております南署はしご車のオーバーホール等に係る経費を計上したものであります。

11節役務費及び12節委託料は、西消防署新庁舎整備事業に係ります各種経費であります。

17節備品購入費は、車両更新計画に基づき、武田ポンプ車及び湯村ポンプ車の更新整備に係る経費を計上したものであります。

次の35ページを御覧願います。

2款1項公債費は、消防施設等整備事業の財源として、起債いたしました消防債の元金償還金及び利子となっております。

以上で議案第2号 令和5年度消防事業特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。

御審議を賜りますようお願いいたします。

○**廣瀬議長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

木内直子議員。

○**木内議員** よろしくお願ひいたします。いくつかありますので、まとめて質問をさせていただきます。

初めに33ページ、34ページ消防事業特別会計予算について、御質問させていただきます。歳出1款消防費のうち、常備消防費1億3,346万5千円分、消防

施設費の1億294万3千円の減となっている要因の説明をお願いいたします。

次に、36ページの給与費明細書中、職員数は、前年度335名が本年度329名となっております。この要因は何か、また体制について説明をお願いいたします。

次に、新型コロナの感染者が出ている状況であります。5月8日から5類となりますが、消防署の対応について、説明をお願いいたします。

次に、第8波の際、緊急搬送がひっ迫し、山梨県内では緊急搬送困難事案が700件を超えており、甲府地区消防本部搬送困難事案は、第7波より72件増の303件であり、傷病者の受け入れが決まらずに、最長で2時間31分であったと報道がされております。想定される第9波に向けて、どのような対応を検討しているか説明をお願いいたします。

次に、女性消防吏員について、当面5%を目指していると思っておりますが、新年度の女性消防吏員は、人数と割合の説明と増員に向けての取り組みの説明をお願いいたします。

次に、男性の育児休業の取得の推進について、甲府地区消防本部では、これまで取得者がいないようですが新年度の対応について説明をお願いいたします。

○**廣瀬議長** 5点の質問の説明を求めます。

長谷川企画財政課長。

○**長谷川企画財政課長** お答えいたします。1款1項1目常備消防費の1億3,346万5千円の減額理由について、退職手当及び退職手当支払準備基金の積立金の減額が主な要因になります。

34ページの2目消防施設費でございますが、1億294万3千円の減であります。令和4年度に実施いたしました高機能消防指令センター指令系システム更新事業に伴います消防施設費の減額が主な要因となっております。

○**廣瀬議長** 保坂救急救助課長。

○**保坂救急救助課長** お答えいたします。5類以降、当分の間は、感染及び感染が疑われる救急要請が高い水準で推移することが懸念されることから感染防止対策について、引き続き、万全の体制をとり、迅速かつ適切な救急搬送に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、搬送困難事案につきましては、今後においても搬送困難事案の回避について医療機関に要請していくとともに県と連携・協力を行い、迅速な医療機関

の搬送を行ってまいりたいと考えております。

○廣瀬議長 今井次長兼人事課長。

○今井次長兼人事課長 36ページの一般職、職員数についてお答えいたします。本年度329名は、予算上であり実際には327名であります。短時間再任用職員16名が在籍しており、合わせて343名体制となっております。前年度、一般職335名、短時間再任用職員9名が在籍しており、合わせて344名体制となっております。職員体制といたしましては、昨年度と比較して1名の減となります。一般職の減の要因につきましては、令和5年度から定年延長制度が始まるものによるものです。令和4年度の定年退職者は、11名でありますので、通常であれば11名を採用するところではありますが、令和5年度の定年退職はいないことから採用の継続性の観点から11名を今年度と来年度の2回に分けて採用を考えております。このため、一時的に一般職が減となっておりますが、サービスの低下が生じないよう再任用職員を効果的な配置により対応してまいります。

次に女性消防吏員につきまして、現在10名が在籍しており、入職率3.0%となっております。現在、17名の入職率5.0%を目指して取り組んでいるところでありますが、令和5年度から2名を採用しますので、12名の在籍となり、入職率3.6%となります。広報活動といたしましては、女性消防吏員ののぼり旗など使用するなど啓発を行っております。今年度につきましても、就職の選択肢として取り上げいただけるよう本日の新聞に掲載されておりましたが、県内の高校2年生、3年生向けの就職情報など毎年、就職説明会でも啓発を行っております。女性消防吏員を毎年一定数の確保をしておりますが、今後においても、女性が活躍できる職場づくりと女性消防吏員の活動を広報することによって、多くの方に知っていただき、目標に向けて取り組んでまいります。

次に男性職員の育児休業について、経済的不安もあると思われることから共済組合等からの休業給付等の情報提供を行っているところであります。また、各種団体等から育児休業の取得者の経験談などの紹介を行ってまいりたいと考えております。甲府地区消防本部においても、女性消防吏員の増加により女性活躍推進やワーク・ライフバランスがとれる誰もが働きやすい職場とすることで優秀な人材の確保や人材育成にもつながりますので多くの職員が育児休業の取得ができる職場風紀に努めてまいりたいと考えております。

○廣瀬議長 木内直子議員。

○木内議員 御回答ありがとうございます。新年度の職員体制について問題がないと理解いたしました。

次にコロナ禍におきまして、第8波の状況を繰り返さないように対応をお願いいたします。

次に女性消防吏員について、新年度、2名増ということで喜ばしいことであり、引き続き、入職率5.0%を目指して取り組んでいただきたいと思います。

次に男性の育児休業についても、新年度、第1号の男性が出てくるような取り組みをしていただきたいと思います。男性も女性も働き続けられる職場づくりをお願いして、質問を終わらせていただきます。

○廣瀬議長 ほかに質疑はありませんか。

小澤重則議員。

○小澤議員 今の質問であります。5問一度になされるとわかりにくいので、今後、検討していただきたいと思います。

○廣瀬議長 承知いたしました。そのように運用させていただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

樋口孝之議員。

○樋口議員 育児休暇について私も関心を抱いており、職員約340名のうち、育児休暇の対象者は何名程度いるのでしょうか。

○廣瀬議長 今井次長兼人事課長。

○今井次長兼人事課長 現在、育児休暇の対象者は、15名となっております。

○廣瀬議長 樋口孝之議員。

○樋口議員 要望といたしまして、育児休暇を取得しても何もできないと困りますので、家庭において育児ができるよう勉強会や研修会の開催をお願いしたいと思います。

○廣瀬議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣瀬議長 これをもって質疑を終結いたします。

以上で 議案第4号から議案第3号までの審査を終了します。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

閉会時間 午後4時46分